No	굼	章	佐	細節	西		百日夕	毎田市で	回答
No						目	項目名	質問事項	
1	3	1	(1)	オ			事業方式	汚泥処理事業およびバイオガス利活用事業以外の提案は認められないという解 釈になりますか? 例えば、事業用地を利用した太陽光発電事業等の提案も可能ですか?	実施方針修正版に定める事業者が行う主な業務 (p4~7) に関連する事業について、以下を条件として提案事業を認めます。 ①提案事業の実施に伴う全てのリスクを事業者で負担すること。 ②提案事業のために設置する全ての施設・設備等は事業者の所有とすること。また、事業期間終了時に事業者の負担により撤去すること。 ③提案事業から得られる収入に対して、実施方針修正版1 (1) オ 7)生成物販売収入の県への配分(p12)にある生成物の販売収入と同様の割合で県へ利益配分すること。 ④事業用地外の場合、県の指示により移設・撤去を求めた場合、指示に応じなければならない(要求水準書(案)4 (1) ③事業用地と施設の配置(p14) を参照)。 例示にある事業用地内の空地等を利用した太陽光発電の場合、汚泥処理事業の運営・維持管理費の縮減に寄与することが期待でき、主な業務に関連すると判断できるため、上記の各条件を満たせば事業提案を認めます。なお、事業用地外の場合は、県の指示により移設・撤去を求めた場合、応じることが必要です。
2	3	1	(1)	オ	1)		事業方式	バイオガス利活用事業はBT0方式となる由ですが、県にバイオガス施設の所有権を移転した後に運営する場合、事業者はバイオガス施設の使用料(または賃貸料)等を県に支払うことになるのでしょうか?	$\lambda_{\circ}$
3	4	1	(1)	オ	2)	1	(ア) 設 計・建設 業務	別紙1に既設RC造躯体は県の監理となっておりますが、新設のRC造躯体を提案することは可能でしょうか。 その時の耐用年数は何年となりますでしょうか。	新設のRC造躯体の提案は可能です。耐用年数の設定は国土交通省提示の標準的耐用年数とします。
4	4	1	(1)	才	2)		(ア) a設計業務	「汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請協力」の想定される提出 時期についてご教示下さい。 (例)事業提案書提出時、実施設計提出時等	長寿命化計画は、施設の更新もしくは長寿命化の必要性を位置づけるものであり、本事業では、県が行う汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請に対して、事業者が協力することが業務として求められています。当該業務では、基本設計及び詳細設計等の進捗に支障とならない時期に、予め必要な関係書類等を事業者にて作成し県へ提出していただく必要があります。県が想定する工程(案)を別添1に示します。なお、事業者は契約締結後、まず平成31年度末までの期間を対象に当該業務を実施することが必要です。また、その後も、事業期間中、長寿命化支援制度や国の交付金制度がなくなったとしても、施設の更新業務が発生する間は、当該業務と同様の業務を定期的に実施することが必要になります。
5	4	1	(1)	オ	2)	1	(ア)b建 設業務	工事監理は、SPCのメンバー以外に委託する必要がありますでしょうか。	工事監理については、SPCに出資する応募グループの構成企業以外への委託は特 に必要ありません。
6	4	1	(1)	才	2)	1	(イ)a運 営業務	①他の流域下水道浄化センターからの汚泥の引取り、払い出しについて、業務量を把握するため、受入れ頻度、量等の条件をご提示下さい。②要求水準書(案)P15により、汚泥の計量、含水率測定、既設焼却設備との処理連携については県の所掌と解し、含水率測定については、事業者も実施すると考えて宜しいですか。③豊川浄化センターへの汚泥の搬入等において、焼却処理を行うのが県であるため、運営・維持管理業務にマニフェストによる管理は無いものと考えます。④融通処理汚泥の収集・運搬は県が行い、事業者が実施する業務は豊川浄化センターにおける受け入れ〜焼却設備への移送と解釈してよいでしょうか。	① 事業期間中における頻度、量については未定ですが、受け入れ頻度、量の実績は、要求水準書に示す予定です。 ② ご理解のとおりです。 ③ 搬入される汚泥については、マニフェストにて管理されています。 ④ 受け入れに関してはご理解のとおりですが、払い出しについては、搬出作業もございますので、ご注意ください。
7	4	1	(1)	才	2)		(イ)a運 営業務	「他の流域下水道浄化センターからの汚泥(融通処理)の引き取り、払い出し」が運営業務に挙げられていますが、想定されている作業頻度及び作業内容についてご教示ください。具体的な現在の状況(どの浄化センターからどのような汚泥(質・量)を引き取ることになるか)がわかるデータがありましたらお示し下さい。	前段は、質問No.6への回答をご参照下さい。 後段は、要求水準書(案)別紙2「維持管理データ」をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
8	4	1	(1)	オ	2)	1)	(イ)a運 営業務	a運営業務の中に「他の流域下水道浄化センターからの汚泥(融通処理)の引き 取り、払い出し」について、運搬車両の所掌(手配および搬出入作業)、払い 出し量の確認に必要となるトラックスケールでの検量は、県殿にて実施される と考えて宜しいでしょうか。	トラックスケールでの検量を含む運搬車両側の業務については、水処理施設管理者が行いますが、搬出入作業に係る設備側の業務はPFI事業者所掌となります。
9	4	1	(1)	オ	2)		(イ)a運 営業務	バイオガスの生成及び供給に必要な消化の方式(発酵温度、撹拌方式など)は 事業者提案とし、より安定した事業を行う目的として提案時と運営・維持管理 時における方式の変更を行う場合、事業者の責において変更することが可能と 考えますが宜しいでしょうか。	要求水準を満足すること及びサービス購入料が増加しないという前提で、県が承諾した場合は、事業者の責任において変更することは可能とします。
10	5						(イ)b維 持管理	b維持管理に「ユーティリティ等の調達~」とありますが、過去の調達実績に ついてご教示ください。	要求水準書(案)別紙2「維持管理データ」をご参照下さい。
11	5	1	(1)				<b>%</b> 1	※1に記載されている処分制限期間は、明示されるのでしょうか?	処分制限期間は、耐用年数とともに、入札公告時に公表する要求水準書別紙11 「施設更新計画(案)」において示す予定です。
12	5	1	(1)		,	)		※1に処分制限前の処分は、国の了承を必要とするとありますが、事業提案書で事業者が提示し、いつ了承をもらうのでしょうか?また、その場合に認められなかった場合の対応は、どのようになるのでしょうか?	前段は、本事業では、供用年数が処分制限期間を超えていることを既存施設の 更新の条件としていますので、処分制限期間前に更新する場合を認めていませ ん。処分制限期間を超え、標準的耐用年数到達年度前である既存施設の更新の 場合、国の了承を必要とし、了承を得る期限は遅くとも更新工事の着手前で す。ただし、了承を得られない場合における設計業務の手戻りを考慮すれば、 可能な限り早く協議を進め、了承を得ることが望ましいと考えます。 後段は、実施方針修正版 別紙4 リスク分担表(1)No.(1)(p40)により判断し、 対応を決定します。
13	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>※</b> 1	「既存施設の更新継続使用・更新については、県が想定するライフサイクルコストを下回るなど一定の条件のもとで…」とありますが、ライフサイクルコストの考え方は公表されるのでしょうか。	「県が想定するライフサイクルコストの考え方」については、愛知県が定める 長寿命化マニュアルに基づくものであるため、こちらをご参照ください。
14	5	1	(1)	オ	2)	1)	<b>※</b> 1	(※1) 文中、「県が想定するライフサイクルコスト」とありますが、本資料は、別途、入札公告時等にお示しいただけるのでしょうか。	提案内容や更新時期によって異なるため、示すことはできません。 質問No.13への回答をご参照ください。
15	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>%</b> 1	「県が想定するライフサイクルコスト」とありますが、県が想定するライフサイクルコストは入札説明書等で示されるという理解で宜しいでしょうか。	提案内容や更新時期によって異なるため、示すことはできません。 質問No.13への回答をご参照ください。
16	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>%</b> 1	「一定の条件」について具体的な定義をお願いします。	「一定の条件」とは、下水道事業の改築について(平成25.5.16国水下事第7号 下水道事業課長通知)(下水道事業の手引き 平成25年度版 日本水道新聞社 (以下、「H25手引き」という。) p343参照) を満たすこととします。
17	5	1	(1)	才	2)	1	<b>※</b> 1	「一定の条件」を満たさない継続使用・更新提案は要求水準を満たさないので しょうか。	「一定の条件」を満たさない場合、その技術提案は、本事業の入札のために求められる条件を満たさないこととなります。
18	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>%</b> 1	「この場合、国の了承を必要とします。」とありますが、国の了承を得て設備 を更新した場合、国費返還の負担者は貴県という理解で宜しいでしょうか。	処分制限期限を超えることを条件としているため、国費返還は生じません。 よって、国費返還についての実施方針内の記載は修正します。 詳細は実施方針修正版をご参照下さい。
19	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>*</b> 1	「・・・この場合は、国の了承を必要とします」とありますが、国の了承を得る主体は貴県という理解で宜しいでしょうか。 また、了承が得られなかった場合のリスクは貴県にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は、この場合の更新についても、長寿命化支援制度の活用を想定している ため、長寿命化計画の策定が必要です。 このため、国の了承が得られないリスクについては、実施方針修正版 別紙4 リスク分担表(1) No. (5) (p40)に基づき判断します。 (国の了承についての詳細は、H25手引きp343~p352をご参照下さい。)

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
20	5	1	(1)	才	2)	1	*1	(※1) 文中の「別紙11 施設更新計画(案)」は、入札公告時に添付されるとのことですが、本資料には、年度毎に修繕・更新対象設備が具体的に記載されていると考えてよろしいですか。また、本資料に沿って、長寿命化計画を策定することになるのでしょうか。	前段は、入札公告時に公表する要求水準書別紙11 「施設更新計画(案)」において、県が予定価格を算定するために策定した施設毎の更新年度の標準案を示します。 後段は、別紙11に沿ってではなく、原則公募の際に事業者が提案する「施設更新計画」に基づき、事業契約の締結後、長寿命化計画を順次、策定していただきます。 ※参考 ・「施設更新計画」とは、事業期間(契約締結日からH48.3.31まで)における施設毎の更新(交付金対象の修繕、いわゆる長寿命化を含む)工事の予定年度を示すもの ・「長寿命化計画」とは、概ね5年以内の計画期間における施設の更新に関して、対策内容や対策時期等を定めたもの
21	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>※</b> 1	「・・・・国の交付金が活用可能であれば、活用することとします」とありますが、 活用できなかった場合の処置はどのようになるか、ご教示願います。	サービス購入料A-2と同様、事業期間終了までの期間にわたり割賦により支払われます。詳細は、実施方針修正版1(1)材)①(ア)汚泥処理施設(p8・9)をご参照下さい。
22	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>%</b> 1	注意書き(※1)において、"平成32年度以降に実施する業務についても、国の交付金が活用可能であれば、活用することとします"とありますが、当該活用可否を判断される時期については、いつ頃を想定されていますでしょうか。	交付金制度の活用可否を判断する時期については、当該施設の事業を実施する 前年度と考えています。
23	5	1	(1)	オ	2)	1	<b>※</b> 2	「必要な資料を作成・提供」の想定される提出時期についてご教示下さい。 (例)事業提案書提出時、実施設計提出時等	質問No.4への回答をご参照下さい。
24			(1)					「・・・・メタン濃度及び消化ガス発生率も、応募者の提案範囲」とありますが、提案と実態が大幅に乖離した場合のペナルティはなく、リスクは全て事業者側責任と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準及び提案評価の対象となっているものは、原則ペナルティの対象となります。
25	6	1	(1)	才	2)	1	<b>※</b> 5、 <b>※</b> 7	(※5) (※7) にて「長寿命化対策支援制度に基づく・・・」とありますが、 ① 長寿命化支援制度に該当する修繕かどうかは民間提案によるのでしょうか。 ② 民間提案による場合、長寿命化支援制度に該当するかどうか判断するため に、貴県が実施された(又は実施予定の)ストックマネジメントや各設備の詳 細な情報などは全て開示いただけるのでしょうか。(開示いただかなければ、 民間事業者による提案は困難と考えます。) ③ ②の情報を開示される場合は、開示時期についてご教示下さい。	①ご理解のとおりです。ただし、実施方針修正版 別紙4 リスク分担表(1) No. (5) (p40)に示す事業者の帰責事由により交付金等が交付されない場合のリスクを考慮して提案して下さい。 ②愛知県が定める長寿命化マニュアル及び豊川浄化センター長寿命化検討結果一覧表 (PFI事業範囲)を入札公告時に公表します。 ③入札説明書等に示す予定です。
26	6	1	(1)	オ	2)	1	<b>※</b> 7	い。 ①国の交付金対象となる修繕については、修繕工事から除外され、更新工事に含まれるものと考えて宜しいですか。 ②国の交付金対象となる修繕内容については、入札公告で提示されるものと考えて宜しいでしょうか。 事業費算出への影響が懸念されますので早めの提示をお願いします。	①ご理解のとおり、実施方針修正版1(1)オ2)①(ア)bの2項目「既存施設の更新工事(長寿命化対策及び既存施設の撤去工事を含む)」(p4)になります。 ②H25手引きにおける長寿命化の記載事項(p343改築、p423下水道長寿命化支援制度)により、判断してください。
27	6	1	(1)	オ	2)	1	<b>※</b> 7		長寿命化支援制度等に基づく交付金対象の修繕については、更新工事(長寿命 化対策工事)として事業者の主な業務に含むものとします。※5 (p6) をご参照 下さい。
28	6	1	(1)	オ	2)		事業者が 行う主な 業務 (バ イオガス 利活用事 業)	現場説明会当日拝受した「豊川バイオマスパーク構想」によれば、将来的に生ゴミ等バイオマスの受け入れを予定していますが、その場合、今回のSPCの業務を拡充するのでしょうか?それとも別のSPCを立ち上げるのでしょうか?ご教授願います。	現時点では未定であり、将来的に生ゴミ等バイオマスの受け入れが決定した際 に、県と事業者との協議を踏まえて、県が決定します。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
29	7	1	(1)	才	2)	2	<b>※</b> 10	「・・・運営・維持管理期間を通じて確実なものに限ります。」との記載がありますが、「確実」の定義をご提示下さい。FIT制度の活用については、P.21に記載の通り設備認定を取得すると失格となるため、何をもって「確実」と判断されるのかご教示下さい。	「FIT」という。)を活用した発電の場合、接続可否に関する電力会社への事前相談、立地と設備に関する国への事前相談の書類を示します。 なお、場内利用する場合には、水処理施設管理者に事前相談を行う必要があります。
30	7	1	(1)	オ	2)	2	<b>※</b> 10	「バイオガスの利活用先は、運営・維持管理期間を通じて確実なものに限ります」とありますが、利活用先から確約書をもらう必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 29への回答をご参照下さい。
31	8	1	(1)	オ	4)	1	(ア) 汚 泥処理施 設	汚泥処理施設には、消化槽、汚泥洗浄槽が含まれるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
32	8	1	(1)	オ	4)	1	(ア) 汚 泥処理施 設	サービス購入料A-1-1については、"国の交付金を活用することを想定"とありますが、当該交付金が当初想定より減額された場合や交付が遅延した場合においても、県から事業者への支払いは、当初想定の金額・支払時期により実行されるという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表(5) (p38) に示すとおり、事業者の帰責事由により国の交付金が活用できない場合は、民間事業者のリスク分担となります。一方、それ以外の場合は県のリスク分担となり、県は事業者へ当初想定の金額・支払時期、もしくは割賦等に変更して支払います。なお、支払方法が変更された場合は、事業者に生じる追加費用について県が負担することになります。
33	8	1	(1)	オ	4)	1	(ア)汚 泥処理施 設	サービス購入料A-1-1及びA-1-2については、"設計・建設された出来高に応じて支払われる"とありますが、当該年度末の出来高を基準として、年に1回だけ支払われるという理解でよろしいでしょうか。	年度途中における前払い・部分払等の支払いについては、各施設毎の設計・建 設業務に対して 愛知県公共工事請負契約約款に準じて適用することを現時点で は想定していますが、具体の条件は、事業契約書(案)で示す予定です。
34	8	1	(1)	オ	4)	1	(ア)汚 泥処理施 設	「出来高に応じて支払われます」とありますが、出来高の算定方法についてご 教示下さい。	出来高の算定方法については、各施設毎の設計・建設業務に対して 愛知県公共 工事請負契約約款に準じて算定することを現時点では想定していますが、詳細 は入札説明書等に示す予定です。
35	8	1	(1)	オ	4)	1	(ア) 汚 泥処理施 設	「交付金対象分をサービス購入料A-1-1」「その他の残額をサービス購入料A-1-2」とありますが、汚泥処理施設の新設・更新費以外の開業関連費は、「その他の残額」に含まれると理解してよろしいでしょうか。また、含まれる場合、当該開業関連費が実際に発生した年度にサービス購入料A-1-2として支払われると理解してよろしいでしょうか。	具体的な費用の計上方法については、入札説明書等に示す予定です。
36	8	1	(1)	オ	4)	1	(ア) 汚 泥処理施 設	「その他の残額をサービス購入料 $A-1-2$ として」とありますが、開業関連業務費や資金調達に係る費用などは、 $A-1-2$ に含まれると理解してよろしいでしょうか。 また、含まれる場合、当該費用等が実際に発生した年度に $A-1-2$ として支払われると理解して宜しいでしょうか。	前段は、開業関連費については質問No.35をご参照下さい。また、出来高払いとするため、資金調達に係る費用はA-1-2には発生しません。 後段は、開業関連費については、質問No.35をご参照下さい。
37	8	1	(1)	ক	4)	1	(ア) 汚 泥処理施 設	「交付金対象外の工事には、場内整備工事等(門・柵・塀等)があります」と 記載されていますが、汚泥処理施設の新設・更新業務のうち、「場内整備工事 等」以外は、すべて交付金の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	「場内整備工事等」以外の全ての新設・更新工事が、交付金制度の対象になるとは限りません。交付金の対象工事か否かは、H25手引きにより判定されます。※該当箇所 3-6 基幹事業の交付対象事業となる施設の範囲(p297~320) 3-7 基幹事業の交付対象範囲となる施設の限度(p321~353) 3-8 国費率の区分(p354~366) なお、県の標準案となる入札公告時に示す要求水準書別紙11「施設更新計画(案)」では交付金対象外の建設工事はありません。 提案のある場合は、提案内容を照査し、交付金対象となる可能性について、事業契約締結までの間に事業者と別途協議します。
38	8	1	(1)	オ	4)	1)	(ア)汚 泥処理施 設	サービス購入料A-2の支払いについては、最長で、対象期間が平成32年4月1日 ~平成48年3月末までの16年間であり、支払開始年度が33年度、支払回数が計 15回という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 例えば、平成44年度分出来高については、平成45年度、平成46年度、平成47年 度の計3回の割賦払いとなります。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
39	8	1	(1)	才	4)		(ア)汚 泥処理施 設	「サービス購入料A-2として、…年度毎に1回、元金均等による割賦で支払います」とありますが、例えば、平成32年度中に実施した「汚泥処理施設の新設・更新業務の対価」は、平成33年度以降、毎年の何月に支払われるのかご教示下さい。	サービス購入料A-2の支払い月については、入札説明書等に示す予定です。
40	8	1	(1)	オ	4)		(ア)汚 泥処理施 設	「サービス購入料A-2として、・・・年度毎に1回、元金均等による割賦で支払います」とありますが、ここでいう年度毎に1回とは、毎年の何月となりますか。ご教示下さい。	質問No.39への回答をご参照下さい。
41	8	1	(1)	才	4)		(ア) 汚 泥処理施 設	割賦払いに係る基準金利については、入札公告時公表されるのでしょうか (LIBORのレート等)	ご理解のとおりです。
42	8	1	(1)	オ	4)	_	(ア) 汚 泥処理施 設	スプレッドは事業者の提案とのことですが、非価格点に何らかの形で反映されるのでしょうか。	スプレッドの評価については、入札公告時に示す落札者決定基準にて示す予定 です。
43	8	1	(1)	オ	4)		(ア) 汚 泥処理施 設	サービス購入料A-2に適用される割賦金利の金利決定日は、対象施設の引渡し日の2営業日前という理解でよろしいでしょうか。	現時点では、ご理解のとおりの想定ですが、詳細については、入札説明書等で 示す予定です。
44	8	1	(1)	オ	4)		(ア)汚 泥処理施 設	例えば、汚泥処理施設の整備に関して、事業者が平成31年度に設計業務を完了し、32年度に当該設計に係る新設工事に着手した場合、当該設計業務の対価は、サービス購入料A-1の対象になるのかA-2の対象になるのか、ご教示ください。	平成32年度以降に着手する工事に関する平成31年度までに実施した設計業務については、交付金対象の場合はサービス購入料A-1-1として、それ以外の場合はサービス購入料A-1-2として支払います。
45	9	1	(1)	オ	4)		(ア)汚 泥処理施 設	「ただし、平成32年度以降に国の交付金が活用可能な場合、その分をサービス購入料A-2から差し引いた上で、・・・」とありますが、ここでいう「その分」とは、交付金対象分ということでしょうか、それとも交付金対象分及び交付金対象分以外の総額ということでしょうか。	実施方針において、交付金対象分とあるのは、交付金対象事業費を構成する国の交付金及び県の事業費負担の両方を含みます。 「その分」とは、交付金対象分(国の交付金及び県の事業費負担分)となります。実施方針修正版をご参照下さい。
46	9	1	(1)	オ	4)		(ア) 汚 泥処理施 設	「平成32年度以降に国の交付金が活用可能な場合」とありますが、活用の可否はいつ決定するのかご教示下さい。	質問No. 22への回答をご参照下さい。
47	9	1	(1)	オ	4)		(ア) 汚 泥処理施 設	事業者が汚泥処理施設の建設資金(平成32年度以降実施分)にかかる融資契約の締結後に、国の交付金活用が可能となり、当該調達自体が不要となった場合、当該融資契約の締結及び解除に要した費用は、貴県に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	県は、国に対する交付金の申請から国からの交付決定を得るまでを、交付金対象となる設計・建設業務の着手時までに完了させることを想定しています。よって、事業者と金融機関の間で締結する長期融資契約は、業務の着手時から業務完了まで行っていただけばよいことから、長期融資契約の解除という事態は発生しないと想定しているため、融資契約の締結及び解除に要した費用は、県は負担しません。なお、事業者における設計・建設業務期間中の短期の資金繰りについては、国の交付金の活用可否にかかわらず、発生するものであるため、事業者のリスク分担となります。
48	9	1	(1)	オ	4)		(ア)汚 泥処理施 設	「ただし、平成32年度以降に国の交付金が活用可能な場合、その分をサービス購入料 $A-2$ から差し引いた上で、交付金対象分をサービス購入量 $A-1-1$ に含め、 $\cdots$ 」とありますが、「 $A-1-1$ に含め」ではなく、「 $A-1-1$ に記載の支払方法に準じ」ではないでしょうか。若しくは、「 $A-1-1$ に含め」とは、 $H31$ 年度までに当該費用を支払っていただけるという主旨でしょうか。ご確認お願いします。	ご理解のとおりです。詳細は実施方針修正版をご参照下さい。
49	9	1	(1)	才	4)		表1 サー ビス購入 料A-1-1及 びA-1-2	平成31年度末までに実施した業務の対価は、当該年度の出来高に応じた金額全 てが事業者に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	各施設毎の設計・建設業務に対して 愛知県公共工事請負契約約款に準じて出来 高払いを行うことを現時点では想定しておりますが、詳細は入札説明書等に示 す予定です。
50	9	1	(1)	オ	4)		表1 サービス 購入料	汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価において交付金で賄われる割合を ご教示ください。	交付金対象事業における国費率は、事業内容によって異なりますが、平成25年度では $2/3$ もしくは $1/2$ です。詳細は、 $H25$ 手引き $p354$ をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
51	9	1	(1)	オ	4)	1	(ア) 汚 泥処理施 設	「・・・表1のサービス購入料A-2として、業務実施年度の翌年度から事業終了年度(平成47年度)までの間、年度毎に1回、元金均等による割賦で支払われます。・・・ただし、平成32年度以降に国の交付金が活用可能な場合、その分をサービス購入料A-2から差し引いた上で、交付金対象分をサービス購入料A-1-1に含め、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。」とありますが、交付金の活用範囲は貴県より提示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	平成32年度以降も国の交付金が活用可能な場合、県から当該年度に適用される制度を示します。 長寿命化支援制度が存続し、かつ当該制度を活用する場合は、対象となる施設・設備は事業者で選定します。 その他の国の交付金制度を活用する場合は、対象となる施設・設備の選定者は、県と事業者の間で協議を行い、決定します。
52	9						(ア) 汚 泥処理施 設	「・・・表1のサービス購入料A-2として、業務実施年度の翌年度から事業終了年度(平成47年度)までの間、年度毎に1回、元金均等による割賦で支払われます。・・・ただし、平成32年度以降に国の交付金が活用可能な場合、その分をサービス購入料A-2から差し引いた上で、交付金対象分をサービス購入料A-1-1に含め、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。」とありますが、提案においては交付金が活用できない前提で事業者にて資金調達する計画とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	9	1	(1)	ক	4)	1	(ア)汚 泥処理施 設	「・・・表1のサービス購入料A-2として、業務実施年度の翌年度から事業終了年度(平成47年度)までの間、年度毎に1回、元金均等による割賦で支払われます。・・・ただし、平成32年度以降に国の交付金が活用可能な場合、その分をサービス購入料A-2から差し引いた上で、交付金対象分をサービス購入料A-1-1に含め、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。」とありますが、提案においては交付金が活用できない前提で事業者にて資金調達する計画としたが、実際の運営段階で交付金が活用できたことにより資金調達が不要となった場合は、資金調達にかかる金利、フィー等をサービス対価から減額されることになるのでしょうか。	資金調達にかかる金利は、サービス対価から減額されますが、資金調達にかかるフィー(手数料)については、質問No. 47に示すとおりで、県は負担しません。
54		1	(1)		,		表1 サー ビス購入 料A-2	事業期間途中に国の交付金の利活用が可能となった場合も、支払い方法が変更 することになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	9	1	(1)	才	4)	1	(イ) バ イオガス 利用施設	バイオガス利用施設には、乾式脱硫設備、ガス貯留タンク、余剰ガス燃焼装置 が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	消化に付随する施設、下水汚泥を消化する際に生成されたバイオガスの場内利用のために必要となる設備を汚泥処理施設(サービス購入料Aとして県が支払い)と考え、これ以外をバイオガス利活用施設とします。 質問にある、ガス貯留タンク、余剰ガス燃焼装置、乾式脱硫設備は汚泥処理施設に含まれます。
56	9	1	(1)	才	4)	1	a 生成物 の販売収 入による 回収	FITで売電をする場合、販売収入で回収する対象となる施設に、乾式脱硫設備、ガス貯留タンク、余剰ガス燃焼装置も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 55への回答ご参照下さい。
57	9	1	(1)		ŕ	1	a 生成物 の販売収 入による 回収	「事業者は、バイオマスガス利活用施設にかかる…生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。」とありますが、バイオガス利活用施設は県の所有になることから、当該施設を整備して県に引き渡す際、事業者が当該施設を使用するための何らかの権利が県から事業者に付与されるとの理解でよろしいでしょうか。(権利が発生する場合、当該権利名をご教示下さい。)	名称は検討中ですが、引渡し時に当該施設の利用に対する権利を県から事業者 に付与する予定です。
58	9	1	(1)	オ	4)	1	a 生成物 の販売収 入による 回収	「事業者は、バイオマスガス利活用施設にかかる…生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。」とありますが、質問No57に記載の権利は税法上の償却の対象となりえる権利との理解でよろしいでしょうか。	当該施設の利用に対する権利は、繰延資産又はその他項目として、事業期間に渡り償却できる想定をしておりますが、その取扱は管轄税務署の判断によります。
59	9	1	(1)	才	4)	1	a 生成物 の販売収 入による 回収	FITで売電をする場合、バイオガス利活用施設の設計・建設費は、全てを収入でまかなう独立採算の考えであるとの理解でよろしいでしょうか。	FITで売電をする場合においても、交付金対象となる施設については、バイオガス利活用施設から活用可能な電気・熱の総熱量をベースに、下水道事業として場内利用される熱量相当分は按分により国の交付金が活用可能となるため、サービス購入料A-3として県より支払います。詳細は実施方針修正版をご参照下さい。また、交付金対象となる施設についてはH25手引きp342~343をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
60	9	1	(1)				a 生成物 の販売収 入による 回収	のことですが、この施設の整備費については県からサービス対価が支払われず、県は譲渡価格ゼロで当該所有権を譲受ることになると理解しました。この 方法によれば、法的性格としては、事業者から県に対するバイオガス利活用施 設の贈与となりますか。	贈与ではなく、当該施設利用に対する権利との引き換えとすることを前提として位置づける予定です。関係機関への確認後、詳細は入札説明書等で示す予定です。
61	9	1	(1)	オ	4)		a 生成物 の販売収 入による 回収	バイオガス利活用施設に関する所有権の移転が、事業者からの県に対するバイオガス利活用施設の贈与扱いとされた場合、県から寄贈を受けたことを証明する (現物) 歳入通知などを発行いただけるのでしょうか。	バイオガス利活用施設に関する所有権の移転は、贈与扱いにならない想定です。質問回答No,60をご参照下さい。
62	9	1	(1)	オ	4)		a 生成物 の販売収 入による 回収		前段は、質問No.57への回答をご参照下さい。 後段は、質問No.58への回答をご参照下さい。
63	9	1					a 生成物 の販売収 入による 回収	バイオガス利活用施設に係る設計・建設に要する費用については、事業者は法人税法施行令第14条に基づき、減価償却する(つまり、バイオガス利活用施設はBTO方式で整備・運営されることから、バイオガス利活用施設は、民間が行う設備投資が公共的施設にあたり、税務上の繰延資産として償却処理する)ことが可能という理解で宜しいでしょうか。	質問No.58への回答をご参照下さい。
64	9	1					a 生成物 の販売収 入による 回収	バイオガス利活用施設については、BTOとして完工後に県に所有権を移転することとなりますが、当該施設を事業期間の途中で全面更新した場合、事業当初の所有権移転の方法に準じるとの理解で宜しいでしょうか。 (例1. 事業当初の所有権移転が贈与によるものである場合、事業期間途中においても贈与とする。つまり、贈与行為が2度発生する。) (例2. 引渡し対価の変わりに施設を利用する権利を県から付与される場合、その権利は全面更新まで利用する権利であり、全面更新の時点において再度利用する権利を付与する。)	事業者が新設した施設の更新工事、新設・更新した施設の修繕工事の実施の際には、既に当該施設の所有権は県にあることから、所有権移転の概念は生じません。なお、減価償却については、更新工事についても、質問No.58と同様の想定をしておりますが、その取扱は管轄税務署の判断によります。
65	9	1	(1)	オ	4)		bサービス 購入料に よる回収	サービス購入料A-3は交付金対象分となっていますが、交付金対象分以外は支払 われないのでしょうか。	バイオガス利活用事業に係る設計・建設業務に要する費用は、「交付金対象分以外」は、支払われません。なお、交付金対象分には、国の交付金及び県事業費負担分を含むものとします。 実施方針修正版においては、サービス購入料A-3の扱いは変更しております。詳細は実施方針修正版をご参照下さい。
66	10	1	(1)	オ	4)		表2 バイオガ ス利活用 施設	設・更新業務に係る国の交付金対象分となる割合をご教示ください。	H25手引きのp354からp355、p363からp365をご参照下さい。
67	10	1	(1)	才	4)	1	表2 サー ビス購入 料A-3	「バイオガス利活用施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分」 とありますが、交付金対象分以外は事業者が生成物の販売で得られた収入により回収するという理解で宜しいでしょうか。 この場合、交付金対象分以外の対価が支払われず、法的性格としては事業者から県に対する贈与となりますか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は贈与ではなく、当該施設利用に対する権利との引き換えとすることを前 提として位置づける予定です。関係機関への確認後、詳細は入札説明書等で示 す予定です。
68	10	1	(1)	オ	4)		表2 サー ビス購入 料A-3	「バイオガス利活用施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分」 とありますが、交付金対象分以外は一時金として貴県より施設引渡しの対価が 支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.65への回答をご参照下さい。
69	10	1	(1)	オ	4)		表2 サー ビス購入 料A-3	「バイオガス利活用施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分」とありますが、交付金対象分以外は施設引渡しの対価の代わりに施設を利用する権利などが貴県から付与され、その権利に基づき事業者が施設を使って収益を上げることになるのでしょうか。 この場合、この権利は、無形固定資産として残事業期間で償却することが可能という理解で宜しいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、質問No.58への回答をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
70	10	1	(1)	オ	4)	1)	表2 サー ビス購入 料A-3 ※	「国の交付金を活用できる場合に限る。」との記載がありますが、国の交付金 が活用できる条件および範囲をご提示下さい。	具体的には、バイオガス利活用施設において生成された電気・熱の総熱量のうち汚泥処理事業において使用する熱量の割合に応じて、国の交付金の対象となる等があります。詳細は実施方針修正版をご参照下さい。
71	10		(1)		,		料A−3 <b>※</b>	「国の交付金を活用できる場合に限る。」との記載がありますが、国の交付金が活用できるか否かの関係省庁の決定に関するリスクは貴県にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙4リスク分担表に記載する「交付金等」に示すとおり、事業者の帰責事由 により国の交付金が交付されない場合を除き、県のリスク分担となります。国 の交付金が活用できなかった場合の県による支払い方法の変更等については、 入札説明書等で示す予定です。
72	10		, ,	·	,		運営・維 持管理業 務の対価	バイオガスの利活用として、浄化センター内で電力利用したり、焼却炉の補助 燃料として利用する場合は、対価の支払いはないのでしょうか。	電力購入費については、県もしくは県が委託する水処理施設管理者から支払うことを想定しています。なお、質問No. 29への回答もあわせてご参照下さい。
73	10	1	(1)	オ	4)	2	表3 汚泥 処理事る維業の 管理対 の支払い	サービス購入料B-1 (固定費) は、事業期間にわたって修繕費を含んで平準 化した提案とすることが可能でしょうか。	可能とします。ただし、長寿命化支援制度等の対象となる修繕については、 サービス購入料A-1もしくはサービス購入料A-2に含むものとします。
74	10	1	(1)	才	4)		運営・維 持管理業 務の対価	利用者が負担している下水道料金と運営・維持管理業務対価との関係をご教示ください。 (流域下水道における豊川浄化センターの占率等を踏まえて料金と対価が間接的に紐付いていると解釈してよろしいですか?)	県は、本事業の運営・維持管理業務対価を含む、豊川浄化センターの維持管理費を流域各市からの負担金収入によって賄っています。流域各市は、県へ支払う負担金の他、下水道事務の運営経費、市管理の管渠の維持管理費等を負担しており、その財源として住民から下水道使用料を徴収しています。ただし、いずれの市においても下水道使用料で全ての経費を賄っているわけではなく、一般会計からの繰入れを行っています。このため、本事業の運営・維持管理業務対価と下水道料金は間接的に紐付いていると言えますが、下水道料金の設定には政策的配慮等の様々な要素が絡んでくるため、直接に連動するものでもありません。
75	10	1	(1)	オ	6)		将来の技 術革新の 際の措置	「事業者自らの創意工夫によると認められない場合」の定義および「事業者自らの創意工夫によると認められる場合の措置」については、入札説明書等でお示し戴けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者自らの創意工夫によると認められない場合とは、汎用性の高い技術革新、法令変更、PFI事業に関する特別な措置(事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。)によるものとみなします。詳細は、入札説明書等で示す予定です。
76	11	1	(1)	才	7)		利益の配 分	配分額のベースとなるのは「生成物の販売で得た収入」とありますが、表題に合わせて「生成物の販売で得た利益」と考えてよろしいでしょうか。	配分額のベースとなるのは「生成物の販売で得た収入」となります。標題について、修正します。実施方針修正版をご参照下さい。
77	11	1	(1)	オ	7)		利益の配 分	「一定の割合」とは事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	県が設定し、入札説明書等に示す予定です。
78	11	1	(1)	オ	7)		利益の配 分	「・・・・県のサービス購入料Bからこれを際し引いた額を支払います」とありますが、現在のお考えがありましたら、ご教示ください。	詳細については、入札説明書等に示す予定です。
79	11	1	(1)	オ	9)		事業期間 終了後の 措置	事業期間終了後の施設引渡しの条件がありましたら、ご教示ください。	要求水準書(案) 8.(1)事業期間終了時の状態(p48)に示すとおりです。また、本施設の性能を確保できるよう、PFI事業者にて必要な修繕・更新を終了していることが求められます。
80	11	1	(2)	イ	1)			公共負担の定量的評価について、愛知県殿自ら実施する場合の財政負担額と、 PFIで実施する場合の財政負担額を現在価値に換算する場合の考え方(IR R等)については公表されるのでしょうか。	
81	11	1	(2)	イ	1)		財政負担 額	本事業の事業規模の目安として、想定している財政負担額(例えばPSC)をご教示ください。	入札説明書等で示す予定価格をご参照下さい。
82	13	2	(2)				表4選定 の手順	事業提案書提出後に技術対話やヒヤリングは予定されていますか。	入札説明書等で示す予定です。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
83	13	2	(2)	- I Carel	Д.	-	スケジュール	20.77	
84	16	2	(3)	ス			入札のとりやめ等	「競争性が担保されないと認められる場合」とは具体的にどのような場合でしょうか。 また、応札者が1者の場合でも入札は成立しますか。	前段は、事業者の談合等によって、事業者間に競争が発生しない場合等を想定しています。 後段は、競争性が保たれていれば、1者でも入札は成立します。
85	17	2	(4)	ア	2)		構成企業 及び協力 企業の条 件	構成企業について、特別目的会社から「直接に」業務の受託・請負をする会社 とありますが、その業務内容は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務、運営・維持管理業務以外のSPCの運営に係る業務等の本事業の 実施に必要な業務であれば、構成企業の業務内容は問わないものとします。
86	17	2	(4)	ア			応募者の 構成	特別目的会社から直接に業務の受託・請負をしない会社でもSPCに出資する 構成企業として応募グループに参加することが可能との理解で宜しいでしょう か。	特別目的会社へ出資することのできる者は、本事業の実施に必要な業務に当る者以外は想定していませんので、直接に業務の受託・請負をしない会社等については、特別目的会社へ出資することはできません。
87	17	2	(4)	ア			応募者の 構成	特別目的会社から直接に受託する業務とは、実施方針P4 1(1)t2)①(7)b、P6 1(1)t2)②(7)b建設業務およびP4 1(1)t2)①(4)a·b、P6 1(1)t2)②(4)a·bの運営・建設業務に限らず、例えば、SPC管理業務、各種アドバイザリー業務等を受託する者はP18 2(4)ア5)に記載の建設、運営・維持管理の各業務に当たる者に関する参加資格要件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	17	2	(4)	<i>P</i>			応募者の 構成	特別目的会社から複数の者が共同で直接に業務を受託する場合は、少なくとも 1 者が実施方針P18 2(4) ア5) に記載の建設、運営・維持管理の各業務に当たる 者に関する参加資格要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。 また、共同受託する者すべてが構成員として特別目的会社への出資を認められるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、(エ)の経営事項評価点数に関する資格要件について、機械器具設置工事、電気工事それぞれを分担する業務について、少なくとも一者が資格要件を満たす必要があります。また、(オ)のバイオガス利活用事業の実績要件についても少なくとも一者が資格要件を満たす必要があります。一方、それ以外の規定については、それぞれが分担する業務の資格要件を全て満たす必要があります。詳細は別添2 建設業務及び運営・維持管理業務の入札参加資格要件の整理をご参照下さい。 後段は、質問No.86への回答をご参照下さい。
89	17	2	(4)	ア	3)		応募グループ	「応募グループの構成企業及び協力企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募グループの構成企業及び協力企業として参加できないこととする。」との記載がありますが、構成企業又は協力企業の下請けとして参画する場合は、複数グループに参加することが可能との理解で宜しいでしょうか。	可能とします。 ただし、協力企業について、修正前の実施方針では、資本面もしくは人事面で 関連があるものが、協力企業として別々の応募グループに参加することを認め る規定がありましたが、当該規定は削除とします。詳細は実施方針修正版をご 参照下さい。 例えば、親会社がA応募グループの構成員の下請け、子会社がB応募グループの 構成員の下請けとなることは認められますが、親会社がA応募グループの構成企 業又は協力企業、子会社がB応募グループの構成企業又は協力企業となることは 認められません。
90	18	2	(4)	ア	4)	6	応募者の 構成	本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人は、入札公告の時点で公表されるのでしょうか。	本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人は、パシフィックコンサルタンツ (株) 及び日比谷バーク法律事務所となります。実施方針修正版をご参照下さい。
91	18	2	(4)	ア	4)	6	応募者の 構成	文中、「本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人」とありますが、入札 公告時等に具体的な法人名をお示しいただけると考えてよろしいですか。	質問No.90への回答をご参照下さい。
92	18	2	(4)		·		応募者の 構成	PFI事業者選定委員会の委員は、入札公告の時点で公表されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	18	2	(4)	ア	4)	7	応募者の 構成	文中、「~「PFI事業者選定委員会」の委員が属する企業」とありますが、入札公告時等に具体的な委員名及び所属企業名をお示しいただけると考えてよろしいですか。	質問No.92への回答をご参照下さい。
94	18	2	(4)	ア	5)	1)	建設業務	「建設業務」とは実施方針P4 1(1) t2)①(7) b記載の建設業務及び、P6 1(1) t2)②(7) b記載の建設業務を指すものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。汚泥処理事業、バイオガス利活用事業それぞれで満たすべき資格要件については、別派2 建設業務及び運営・維持管理業務の入札参加資格要件の整理の表をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
95	18	2	(4)	P	5)	1	建設業務	建設業務において機械器具設置工事及び電気工事に当たるもの者以外の構成企業及び協力企業は、実施方針P16 2(4)71)~4)記載の要件のみを満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、バイオガス利活用施設の機械器具設置工事及び電気工事を実施する者の 要件としては、バイオガス利活用施設の機械器具設置工事もしくは電気工事の 実績が求められます。詳細は、実施方針修正版2(4)75)(オ)a)(p20)をご参照下 さい。
96	18	2	(4)	ア			構成企 業、協力 企業	「建設業務」とは実施方針P4 1(1) t2) ①(7) b記載の建設業務及びP6 1(1) t2) ②(7) b記載の建設業務を指すものであり、「運営・維持管理」とは実施方針P4 1(1) t2) ①(4) a·b記載の運営・維持管理業務及びP6 1(1) t2) ②(4) a·b記載の運営・維持管理業務及びP6 1(1) t2) ②(4) a·b記載の運営・建設業務を指すものとした場合、それ以外を担う構成企業と協力企業は実施方針P16 2(4)71) ~4) の要件のみを満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	「建設業務」については、ご理解のとおりです。一方、「運営・維持管理」とは実施方針修正版1(1) t2) ①(4) a・b記載の運営・維持管理業務(p4)及び実施方針修正版1(1) t2)②(4) a・b記載の運営・維持管理業務(p7)となります。上記、建設業務及び運営・維持管理業務以外を担う構成企業と協力企業は、実施方針修正版2(4) 71)~4)(p18)の要件のみを満たしていれば結構です。
97	19	2	(4)	ア	5)	)	(オ) a) バイオガ ス利活用 事業の実 績	汚泥処理事業の実績では(カ)(キ)のように機械・電気と両方の実績を求めていますが、バイオガス利活用事業では、機械・電気の両方の実績を求めていない理由は何でしょうか。	バイオガス利活用事業は、機械器具設置工事、電気工事のいずれかの実績を有すれば工事を実施することが可能と判断したためです。なお、複数の者が分担して業務を実施する場合は、機械器具設置工事または電気工事を担当する企業のうち少なくとも一者が、機械器具設置工事、電気工事のいずれかの実績を有すれば良いこととします。詳細は、実施方針修正版をご参照下さい。
98	19	2	(4)	ア	5)		(オ) a) バイオガ ス利活用 事業の実 績	実績の規模について記載がありませんが、発電の場合、十数kWの実証プラントの実績でも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	19	2	(4)	ア	5)	_	(オ) a) 応募者の 構成	応募グループに、建設、運営・維持管理の業務に当たる者以外も、加えてもよろしいですか。 具体的には、土木、建築、設計等を行う者を構成企業又は協力企業に加えてもよろしいですか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 土木、建築、設計等を行う者は、実施方針修正版2(4)7(p18)に示す「建設に 当たる者」に含まれます。
100	19	2	(4)	P	5)		(オ) a) 応募者の 構成	本中に記載の機械器具設置工事業及び電気工事業の点数は、愛知県殿独自の評価点ではなく、国交省から、企業として通知を受ける『経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書』の点数と考えてよろしいですか。	実施方針記載のとおりです。経営事項評価点数とは、愛知県建設部における入 札参加資格において認定(原則2年に1回)された点数です。国土交通省か ら、企業として通知を受ける『経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知 書』の点数(毎年更新)とは、必ずしも一致しません。
101	19	2	(4)	ア	5)		(オ) a) 応募者の 構成	バイオガス利活用事業に係る建設工事を、複数の者が分担して業務を行う場合 (例えば、機械器具設置工事業と電気工事業を行う者が分担して業務を行う場 合)、少なくとも1者が実績を有していればよろしいですか。	ご理解のとおりです。詳細は実施方針修正版をご参照下さい。
102	19	2	(4)	ア	5)		(才)a) 応募者の 構成	文中、「ただし、提案する利用用途と同種の施設に限る。」とありますが、例えば、バイオガス施設による発電事業を提案しようとする場合、バイオガス施設による発電事業の実績を有していなければ、その提案を行うことは出来ないということでしょうか。	ご理解のとおりです。応募グループとして発電の提案をする際には、バイオマス利活用施設の機械器具設置工事及び電気工事に当たる者のうち少なくとも一者は、下水汚泥、又は一般廃棄物等からメタン発酵により生成されるバイオガスにより発電を行う施設の建設工事の実績を有することが必要です。
103	19	2	(4)	P	5)	_	(才)建 設工事実 績	「提案する利用用途と同種の施設」とありますが、平成26年1月10日に開催された説明会におけるご説明の通り、「バイオガス発電による利用用途実績を有するものが利用用途実績のないガス管注入などの提案をすることができない」ことであって、発電などの同種の利用用途の中で発電方式や施設規模の同一な実績を求めるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	19	2	(4)	ア	5)	1)	(カ) a) 工事実績	a)「・・・濃縮機の設置工事」とありますが、機械濃縮であれば、機種は不問との 理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
105	19	2	(4)	ア	5)	1	(カ) b) 汚泥処理 事業の実 績	消化設備の実績とは、消化槽本体に関する機器の工事のみで良いのでしょうか。それとも熱交換設備やガス貯留タンク設備の工事も含まれている必要があるのでしょうか。	消化設備の実績とは、撹拌機及び加温装置を含む消化設備の実績とします。
106	19	2	(4)	ア	5)	1	(カ) b) 工事実績	b)「・・・消化設備の設置工事」とありますが、過去15年間に元請として消化槽の 撹拌機を設置した工事実績は、今回の工事実績要件として認めていただけると の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせて、質問No. 105への回答をご参照下さい。
107	20	2	(4)	ア	5)	1	(キ)電 気工事施 工実績	電気工事を2社で実施する場合、A社はa)の実績を有し高圧受電設備を担当。B 社はb)の実績を有し運転操作設備を担当することで問題ありませんか。	ご理解のとおりです。
108	20	2	(4)	ア	5)		(ウ) 道・維持 管理にお ける実績		PFI、DBO等の契約が国・地方公共団体等とSPCの間で締結され、そのSPCから直接受託した運営・維持管理業務は、実績として認めます。 また、上記と同様の場合に、PFI等の契約が国・地方公共団体、公共法人とSPCの間で締結され、SPCから直接請け負った工事についても、実績として認めます。
109	20	2	(4)	ア	5)		(ウ) a) 運営・維 持管理に おける実 績	3年以上を一括で行った実績とありますが、参加表明書を提出する前日までに3年が経過していないものの、契約期間満了で3年を満足する場合は実績として扱って良いでしょうか。	参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限日において、要件を満足することが必要なため、ご質問のケースは実績として認められません。
110	20	2	(4)	ア	5)		運営・維 持管理	「運営・維持管理」とは実施方針P4 1(1) t2)①(イ) a·b記載の運営・維持管理業務及びP6 1(1) t2)②(イ) a·b記載の運営・建設業務を指すものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。汚泥処理事業、バイオガス利活用事業それぞれで満たすべき資格要件については、別添2の表を参照下さい。
111	20	2	(4)	ア	5)	_	運営・維 持管理	運営・維持管理業務において機械器具設置工事及び電気工事に当たるもの者以外は、実施方針P16 2(4)71)~4)記載の要件を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	運営・維持管理業務を行う者は、実施方針修正版 2(4)71)~4) (p18)記載の要件と、5)② (p21) 記載の要件を満たさなければなりません。なお、長寿命化支援制度等に基づく国の交付金対象の修繕は設計・建設業務に含まれるため、実施方針修正版2(4) ア5)① (p19) の建設業務の要件を満たすことが必要です。実施方針修正版p7の修繕工事(機械・電気)※12をご参照下さい。
112	20	2	(4)	r	5)		(ウ) a) 運営・維 持管理に おける実 績	a)「・・・一括で行った実績」とありますが、これは、水処理と汚泥処理の一括契約を意味しているとの理解で宜しいでしょか。	
113	20	2	(4)	ア	5)		(ウ) b) 運営・維 持管理に おける実 績	a)では3年以上の実績を求めているのに対し、b)では1年以上の実績となっています。差を付けている理由をご教示ください。	汚泥処理施設は、県が委託する水処理施設管理者から事業を引き継いだ後に も、確実かつ安定した運転が求められるため、継続した業務実績を重視し3年 以上としています。
114	20	2	(4)	r	5)		(ウ) b) 運営・維 持管理に おける実 績	実証プラントの実績の場合でも、国・地方公共団体等から業務を受託したもの に限るとの理解でよろしいでしょうか。	実証プラントの実績の場合でも、国・地方公共団体、特殊法人又は公社等が発注するものに限ります。なお、PFI、DBO事業においてSPCから直接受託した実績も認めます。
115	20	2	(4)	ア	5)		(ウ) b) 運営・維 持管理に おける実 績	提案する利用用途と同種の施設で行った実績に限る。とありますが、消化ガスをボイラーの燃料及びガス発電の燃料として利用する提案をした場合は、ボイラーでの燃料利用及びガス発電での燃料利用の両方の実績が必要であるという理解でよろしいでしょうか?	生成物の製造にかかる実績のみを求めており、消化槽加温目的のボイラーでの燃料利用の実績は求めません。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
116	20	2	(4)	ア	5)	2	(ウ) 受 託実績	維持管理を共同企業体で実施する場合は、構成企業その1がa)の実績、構成企業その2がb)というように、共同企業体の構成企業全体で、a)、b)の実績を満足する形で問題ありませんでしょうか?	ご理解のとおりです。ただし、その場合構成企業その1が汚泥処理施設の運営・管理を担当し、構成企業その2がバイオガス利活用施設の運営・維持管理を担当することが必要です。
117	18	2	(4)	ウ			FIT設 備認証取 得時期	電力会社殿との事前接続協議は認められるとの理解で、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。応募者側で、電力会社と事前接続協議を行い、接続可否についての簡易検討までを実施しておいて頂きたいというのが県の意向です。
118	18	2	(4)	ウ			FIT設 備認証取 得時期	経済産業省殿との事前協議は認められるとの理解で、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。応募者側で、立地と設備について詳細を検討し、経済産業省との事前協議を実施しておいて頂きたいというのが県の意向です。
119	21	2	(4)	ウ			FITの設備 認定取得 時期	経済産業省による設備認定の取得には制限がありますが、経済産業省や電力会社と、公文書にて申請等を行わない範囲の事前協議を行うものには差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 117、118をご参照下さい。
120		2	(4)				FITの設備 認定取得 時期	落札者の決定前に設備認定を取得した場合失格との事ですが、関係機関への事前相談等、落札者の決定前に相談・打診等の制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 117、118をご参照下さい。
121	21	2	(4)	ウ			FITの設備 認定取得 時期	バイオマス発電の場合、FITにおける設備認定取得の可否が事業の成否を分ける可能性が高いと言えますが、提案時における設備認定取得の可否についての確定判断は困難であるため、経済産業省等との事前協議が必須と言えます。落札者の決定前の経済産業省等との事前協議の実施は問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 117、118をご参照下さい。
122	21	2	(4)	ウ			FITの設備 認定取得 時期	「…失格とします」とありますが、技術提案時に事業者が想定した設備認定範囲や電力買取単価に対し、実際の設備認定を受けた時点で事業者の責に依らず認定範囲や単価に変更が生じた場合は県殿との協議により精算が可能との理解で宜しいでしょうか。	設備認定範囲の変更は、事業者のリスク分担となります。 また、県事由以外でFITの売電単価が変更となった場合は、事業者のリスク分担 となります。ただし、法令変更等でリスク分担表に特段の記載がある場合は、 その限りではありません。 ただし、本事業に重大な影響がある場合は、県と事業者で協議し、対応を決定 します。一方、県事由により単価に変更が生じた場合は県のリスク分担となり ます。
123	21	2	(5)	1	2)	1	基礎審査	予定価格の①決定方法、②公表有無、③公表するならばその時期についてご教示下さい。	①実施方針にて事業者が行うこととしている業務を県が自ら行った場合に要する費用に基づき決定します。 ②公表します。 ③入札説明書等に示す予定です。
124	22	2	(5)	H			事業者の 選定	落札者と契約締結に至らなかった場合に、再度入札が実施されることはないと解釈してよろしいですか?念のため確認させてください。	落札者と契約締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交 渉を行ってきます。再公告は想定していません。
125	23	2	(6)	1			特別目的 会社の設 立等	事業者は、資金調達を円滑に行うために、SPC株式を融資金融機関に対して担保 提供する場合があります。ついては、本項に定める事前承諾については、県は 合理的な理由なく、その承諾を留保又は遅延しないという理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
126	23	2	(6)	イ			特別目的 会社の設 立等	構成企業の最低出資比率の規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、代表企業の出資比率は最大である必要があります。
127	23	2	(6)	イ			特別目的 会社の設 立等	本事業に係る受託業務の割合(建設工事の受託割合と維持管理運営の受託割合)に応じて、建設工事期間中の代表企業と維持管理運営期間における代表企業を交代(特別目的会社の出資者間で出資割合を変更)することは可能との理解でよろしいでしょうか。	原則提案時の出資比率から事業期間中に変更することは認められません。ただし、p23イ末尾に示すとおり県の書面による承諾がある場合を除きます。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
128	23	2	(6)	イ			特別目的 会社の設 立等	県が兼業を承諾する業務として、豊川浄化センター内の水処理施設等における 清掃業務、外構維持管理業務、消防設備点検業務等の維持管理業務等と記載が ありますが、これらの業務は、現在は、誰がどういう契約形態で業務を行って いるものか、それぞれにつきご教示下さい。	清掃業務は、県が委託する水処理施設管理者が専門業者に委託しています。 外構維持管理業務は、県が委託する水処理施設管理者が専門業者とシルバー人 材センターに委託しています。 消防設備点検業務は、県が委託する水処理施設管理者が専門業者に委託してい ます。
129	23	2	(6)	イ			構成企業	「応募グループの構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資比率 (議決権割合を基準として算定する。)の合計は、100%とします。」とありますが、議決権制限を付した株式の発行であれば構成員以外の出資も認めるという理解でよろしいでしょうか。	議決権制限を付した株式の発行は、認められません。
130	23	2	(6)	イ			構成企業	「応募グループの構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資比率(議決権割合を基準として算定する。)の合計は、100%とします。」とありますが、本事業の適切な運営を支援する目的で、特別目的会社の管理業務、各種アドバイザリー業務等を特別目的会社から直接受託する場合、特別目的会社への出資(構成員となること)は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	24	3	(3)				事業者の 責任の履 行の確保 に関する 事項	履行保証が必要になるのは建設工事期間中に限られる、即ち運営・維持管理期間中は履行保証が不要との理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務に対する履行保証は不要ですが、運営・維持管理期間中であっても、p4①(ア)、p6②(ア)に示す設計・建設業務に対しては、当該設計・建設業務期間中は履行保証が必要です。 詳細は事業契約書(案)に示す予定です。
132	24	3	(1)				リスク分 担の考え 方	基本協定の締結からH28年9月30日までに県が実施する本事業範囲設備の修繕及び更新により生じたリスクについては県が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	24	3	(3)				履行保証	建設工事期間中の履行保証を行うとありますが、これは事業期間中の更新工事 についても適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 131をご参照下さい。
134	24	3	(4)	ア			モニタリ ングの目 的	「県は、・・・工事監理などの設計・建設業務の監視・確認を行います。」と ありますが、工事監理は県と事業者の双方で実施するということでしょうか。	工事監理はSPCが実施します。実施方針を修正します。
135	25	3	(4)	ウ	2)		建設モニ タリング	工事監理者は、SPCの社員から配置するのでしょうか、それともSPCから請負った事業者から配置するのでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
136	25	3	(4)	ウ	4)		運営・維 持管理ン ニタリ実施 が況)	運営維持管理期間におけるモニタリングによるサービス対価の減額については、サービス購入料Bに適用されるものであり、サービス購入料Aが減額されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、バイオガス利活用事業においてもモニタリングに よる違約金の徴収を行うことを想定しています。詳細は入札説明書等で示す予 定です。
137	28	8	(3)				予定価格	文中、「予定価格には、バイオガス利活用事業により得られる事業者の収益を加味した金額を提示します。」とありますが、収益額算定の根拠・具体的な金額をお示しいただけと考えてよろしいですか。	収益額の算定は、豊川浄化センターで発生する汚泥を全量消化した場合に発生するバイオガスを用いてバイオガス発電を行い、FITによる売却を想定しています。あらかじめ、具体的な金額について公表することは考えていません。各応募者が適切に判断し、提案して下さい。
138	28	8	(3)				予定価格	「…バイオガス利活用事業により得られる事業者の収益を加味」とありますが、予定価格を算出される際の事業者収益の考え方(設備認定範囲の設定)について、具体的にご教示ください。	県からは予定価格算出における設備認定範囲の設定については示しません。各 応募者が適切に判断し、提案して下さい。
139	28	8	(3)				予定価格	最低制限価格の設定の有無をご教示下さい。また、最低制限価格が設定される 場合、その金額は入札公告において公表されるのでしょうか。	本事業はWTO政府調達協定の対象事業であり、最低制限価格は設定されません。
140	28	8	(6)				災害時の 協力	災害発生時、本施設における処理業務が適正に行えない場合、県の判断・指示 にて各汚水処理施設への払い出し等も行われると考えて宜しいですか。	状況に応じて各汚水処理施設の払い出しを、県の判断・指示により行う場合は あります。

No	頁	章	節	細節	項	目 項目名	質問事項	回答
141	28	8	(6)			災害時の 協力	場合 (例えば放射線レベルの高い汚泥を受け入れることにより通常の運営ができなくなるなど)、県殿にてリスク負担いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	29	8	(7)	イ		大学等がイオラススを表示である。	業務となっています。事業範囲を明確にするためにも、実験用の汚泥の供給は 貴県で実施頂くことで宜しいでしょうか。	供給事務手続きは県で行いますが、汚泥の供給は、PFI事業者の協力が必要となります。
143	29	8	(7)	イ		大学等がイオティスの実施の協力	は事業者の負担から除外されるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	29	8	(7)	7		大行っている。大行っている。大行っている。大行っている。大行っている。大行の大力を対している。大行の大力を対している。	るかにつき、ご教示下さい。 また、本事業の期間中に、どの程度の頻度で、どのような量・形状の汚泥を大 学等に提供することが見込まれるか、ご教示下さい。	豊橋技術科学大学への汚泥提供は、平成27年度までの予定ですが、延長される可能性もあります。 現在、豊橋技術科学大学には、生汚泥を軽トラックに積んだ5000のポリ容器で、300~4000/回を週3回提供しています。また、脱水汚泥を450のコンテナBOX8個にて、週1回約180kgを提供しています。なお、今後、脱水汚泥の提供量を増加する予定がありますが、その場合でも、上記(約180kg)の2倍の量が最大と想定しております。なお、豊橋技術科学大学以外からの提供依頼があった場合には、本事業の支障にならない範囲でのご協力をお願いします。
145	34	別紙1				既のがに終ってに終ってに終ってに終め、一般を表すが、一般を表する。	棟・汚泥棟)の躯体にかかる修繕については「県が実施」と記載ありますが、 耐震診断および耐震改修も含め県殿が実施(事業者の範囲外)と考えて宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。
146	34	別紙1				既のでは経典では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	繕については「○」と記載ありますが、更新・修繕に伴い内外装の改修も必要となった場合において既設建材にアスベスト等含有はないものと考えて宜しいでしょうか。 またアスベスト等含有が発見された場合、追加変更扱いと考えて宜しいでしょ	入札公告時にアスベストの調査結果を公開します。アスベスト使用建築物の改修を伴う提案をされる場合には、その対策はPFI事業者の責任になります。なお、リスク分担表(1)の第一項についてもご参照下さい。
147	34	別紙1				既存施設 の概本事業 におけき を を が の が に に を 新 の の の で お け ・ の 、 の 、 の 、 の の の の の の の の の の の の の	紙1-2平面図中に該当する建屋が見当たりませんので、ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
148	34	別紙1					既存施設 の概事事 におき におき 修 新の 野 務 の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	機械濃縮棟及び汚泥棟内RC製汚泥貯留槽における内面防食塗装については、県 殿にて劣化診断を行い、補修が必要となった場合は県殿の責において施工され るものと考えて宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲に含まれます。実施方針修正版別紙1をご参照下さい。
149	34	別紙1					既もびに修新範といい。	①各土木水槽の防食の更新・修繕について「必要となる場合実施」と記載されていますが、要求水準書(案) 9. 公開資料(1)(別紙4)健全度調査報告書中において記載がなく状況が判断できません。防食は全て平成28年9月30日以前に事業者が実施するとの判断で宜しいですか。 ②各水槽の土木付帯物とはポンプ室、弁操作室、埋設配管等を示すものですか。 ③※1. 「県の維持管理の支障とならない範囲」と記載がありますが、主要設備の更新・修繕においては支障が全く無いとは考えられない為、具体的な許容範囲をご提示下さい。	① 防食はPFI事業者の判断により適切に提案、実施して下さい。ただし、平成28年9月30日以前に全て実施することを求めるものではありません。なお、参考として、各土木水槽の修繕履歴を閲覧図書としますので、希望される場合は所定の手続きによりお申し込みください。 ② 下水道事業の手引き(平成25年版)P345に示される〔別表〕(平成3年4月23日事務連絡別表、平成15年6月19日改正)のうち、「1. 土木建築・付帯設備」における中分類「付帯設備」のうち、「内部防食」を除くものを指すものです。 ③ 予備機などがあり処理停止が可能な場合、処理停止期間が短く水処理施設や焼却施設の運転操作の調整により性能に支障を来さない場合を指します。
150	34	別紙1					既存施設 の概事事と におき におき を が を が を が を が を が を が を り を り を り を り	事業者による事前調査で、既設躯体にクラックなど損傷が発見された場合、補 修計画に基づいた内容を県殿にて補修をして頂けると考えて宜しいでしょう か。	事業者による事前調査により、事業者が補修が必要であると判断した場合に は、県と事業者で協議の上、実施の有無を決定します。補修工事を実施する場 合、県が補修費用を負担します。
151	35	別紙1					既存施設 のびに終事 を を を を を き き き き き き き き き き き き き き	※6 (表下部の注記) について、「〜受電切替後に修繕・更新を実施可能とする。」とあります。現時点で既に耐用年数に到達している設備についても、受電切替(平成28年10月1日)までは、修繕・更新出来ないということでしょうか。また、その場合、修繕・更新するまでの間に発生した故障・事故等のリスク分担は、愛知県殿、PFI事業者いずれになるのでしょうか。	耐用年数を過ぎた設備であっても、県の維持管理に支障にならない範囲以外、 平成28年9月30日までは修繕や更新はできません。それまでに発生した故障・事 故等のリスクは、愛知県が負担します。ただし、平成28年10月1日以降に発生し た故障・事故等のリスクは事業者が負担します。
152	36	別紙2					維持管理 業務に係 る業務分 担	新規受電範囲をフェンス等で囲う場合、相当な量となり事業費の増大となりますが宜しいでしょうか。	汚泥処理事業については新規受電は行いません。ただし、バイオマス利活用の 手段によっては、FITのように関連して新規受電が想定される場合もあります。 この場合のフェンスの要否等については、事前に電力会社及び経済産業省と協 議してください。
153	36	別紙2					維持管理 業務に係 る業務分 担	新規受電範囲をフェンス等で囲う場合、フェンス等の仕様(型式や高さ等)を ご教示願います。	質問No.158をご参照ください。なお、FITを活用する提案をされる場合には、事前に電力会社及び経済産業省と協議の上、その要否、仕様等を確認してください。
	37						システム の基本フ ロー	汚泥焼却施設を使用せず、脱水設備の後段に汚泥有効利用設備を設置し、外部 に販売する提案も認められるのでしょうか。 その場合、汚泥焼却施設の維持管理費の削減として評価されるのでしょうか。	汚泥焼却施設に脱水汚泥を供給せず、施設を使用しないことは認められません。脱水ケーキを利活用したものを外部に販売することは認められません。なお、脱離液を利活用する提案は可能です。
	37						システム の基本フ ロー	汚泥焼却施設の排熱利用についての提案は、任意かと存じますが、提案した場合、加点評価が得られるものと考えてよろしいですか。	エネルギー収支や環境負荷低減の項目において加点評価を行うことを予定しています。詳細は、入札公告時に落札者決定基準において示す予定です。
156	37	別紙3					システム の基本フ ロー	返流水や汚泥についてのエネルギー回収以外の有効活用に関する提案は、任意かと存じますが、提案した場合、加点評価が得られるものと考えてよろしいですか。	環境負荷低減等の項目において加点評価を行うことを予定しています。詳細 は、入札公告時に落札者決定基準において示す予定です。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
157	38	別紙4	(2)				リスク分 担表 法令変更 リスク	一般的に適用される法令とは、具体的にどのような法令かご教示願います。	具体的には民法、商法、会社法等が想定されます。
158	38	別紙4	(3)				リスク分 担表 税制変更 リスク	「本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの」とありますが、ここでいう「税率」とはどのような税の税率をお考えでしょうか。 (例 法人税、地方税など)	現時点では具体的な想定はありませんが、本事業に直接影響のあるような税制 の制定等の事業者側でコントロールできない税を想定しています。
159	38	別紙4	(5)				リスク分 担表 交付金等	「上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク」が県の負担となっており、県が交付されなかった分を負担いただくことは理解できますが、リスク負担後の支払方法としては、想定していた交付金額同等分を一括して支払っていただけるという理解で宜しいでしょうか。	具体の支払い方法については、入札公告時に事業契約書(案)において示す予 定です。
160	38	別紙4	(5)				リスク分 担表 交付金等	「上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク」が県の負担となっておりますが、本分担は汚泥処理施設およびバイオガス 利活用施設の両方に適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	バイオガス利活用施設に関するリスクについても、本リスク分担を適用します。例えば、「事業者が交付に必要な書類一式を準備できなかった場合」は事業者のリスク分担となります。
161	38	別紙4	(6)				リスク分 担表 周辺住民 への対応	「事業者が提案内容に基づき行う費用の増加等」は、県の提示条件又は本施設を整備することそのものに起因する場合や、入札説明書等又はその付属書類の不備等に起因する場合を含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	38	別紙4	(6)				リスク分 担表周辺 住民への 対応	No. (6) 共通-社会リスクー周辺住民への対応 提案内容に基づいているかぎり、提案を認めた愛知県殿も、リスクを負担する ことになるのではないでしょうか。	提案の履行責任は事業者にあり、事業者のリスク分担とします。
163	38	別紙4					PCB機器の リスク分 担	変圧器、コンデンサ、照明器具ほか既存設備にPCB機器が存在した場合の対応は県負担でよろしいでしょうか。	既存設備の中でPCBを使用する機器はありません。仮に存在した場合、対応 等に必要な費用を県が負担します。
164	38	別紙4	注3				リスク分 担表	(11)経済リスク(15)不可抗力リスク(29)下水汚泥量に関して△注3が附記されていますが、事業者が負担すべき割合を明示願います。	実施方針修正版 別紙4リスク分担表 注3) (p42)に示す「一定割合」は入札 説明書等に示す予定です。
165	38 • 40	別紙4	(15)				リスク分 担表 不可抗力 リスク	不可抗カリスクについて、「注3 一定の割合までは事業者が負担する」とありますが、事業者負担として想定していることや負担の割合をご教示ください。	質問No. 164をご参照下さい。
166	39	別紙4	(17)				リスク分 担表 設計リス ク	「事業者が実施した設計に不備があった場合」は、入札説明書等及び付属書類、要求水準書等に不備があったことに起因する場合を除くものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	40	別紙4	(29)				リスク分 担表 下水固形 等の量に関 する ク	固形物量が大幅に逸脱した場合に関するリスクについて、一定の割合までは事業者が負担するとの記載がありますが、「大幅に逸脱」および「一定の割合」とは具体的にいくらでしょうか。	大幅な逸脱や一定の割合の範囲は、入札公告時に添付する事業契約書(案)に てお示しします。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
168			(29)				リスク分 担表 下水汚泥 等の 動量に 関する ク	固形物量のみならず、処理する下水汚泥の量、質の変化についてのリスク分担を決めておく必要があり、かつ一般的と言えますが、下水汚泥の量、質の変化については、県殿にリスク負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 167をご参照下さい。
169	40	別紙4	(29)				リス 担表 担水が 国 関 を 事 量 に リ ス の る り る く く の る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	「当初想定した県が供給する下水汚泥等の濃度と水量の積により算定される変動幅」とは、どの数値を用いて算出される値でしょうか。	具体的な算出方法については、要求水準書(案) 40の受け入れ汚泥量の計測をご 参照下さい。
170	40	別紙4	(29)				リスク 担表 担水の固に 関本 の量に リス ク	固形物量に関するリスクについて、事業者にはコントロールができないため、 貴県にてリスク負担いただきたくお願いいたします。	質問No. 167をご参照下さい。
171	40	別紙4	注3				事業者の 負担	事業者の負担が「一定の割合」となっていますが、事業者が負担するリスクに ついて具体的に示してください。	質問No. 167をご参照下さい。
172	40	別紙4	注3				リスク分 担表	一定の割合までは事業者が負担するとありますが、一定割合をご提示願います。	質問No. 167をご参照下さい。